

参考資料

- 1 環境指標一覧**
- 2 用語解説**
- 3 香川県環境基本条例**
- 4 平成 26 年度県政世論調査結果**

1 環境指標一覧

環境指標	単位	現況 (H26 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方	
【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進						
1	環境学習応援団 団体数	団体	34	50	環境に関する出前講座などを行う環境学習応援団を増やし、子どもから大人まで幅広く学習機会を提供する必要があるため。	H26 年度実績から 50%の増加をめざす。
2	「さぬきっ子環境スタディ」の小中学校での活用率	%	小 86 中 68.9 (H25)	100	学校における環境教育をさらに推進する必要があるため。	すべての小中学校での活用をめざす。
3	環境教育・環境学習参加者数	人	22,523	25,000	環境教育・環境学習は環境に関する様々な取組みの基本となるため。	1割増をめざす。
4	かがわ里海大学 (仮称)修了者数	人	0	900	里海づくりを牽引する人材を育成する必要があるため。	毎年度専門講座 20人、 一般講座 160人の修了をめざす。
5	水生生物及び海ごみ調査の参加者数	人	912	1,000	できるだけ多くの県民等が環境監視に関わることにより里海意識の醸成を図っていく必要があるため。	1割増をめざす。
6	県内一斉海ごみクリーン作戦参加者数	百人	576	605	できるだけ多くの県民等の参加により海ごみ対策等を推進する必要があるため。	5%増をめざす。
7	海底ごみ回収活動実施か所数	か所	24	30	豊かな海を目指し、海底ごみの回収を推進する必要があるため。	年1ヶ所増をめざす。
8	藻場造成面積(累計)	ha	119	131	豊かな海を目指し、水産生物の幼稚仔魚の保護を図る必要があるため。	5年間で10haの面積 拡大をめざす。
9	放置竹林対策実施面積(H28～32年度の累計)	ha	0	100	放置竹林が拡大する中、里山の再生等に向け、対策を進める必要があるため。	年 20ha の対策実施 をめざす。
10	買い物袋持参率	%	36.6	40	環境にやさしい消費者行動を数値化できるものであるため。	現計画目標の倍増 をめざす。
11	環境に配慮した事業所の認定件数(累計)	件	16	20	事業活動における自主的な環境配慮の取組みが重要であるため。	H26 年度実績から 20%の増加をめざす。
12	環境に配慮した製品の認定件数(累計)	件	45	54	事業活動における自主的な環境配慮の取組みが重要であるため。	H26 年度実績から 20%の増加をめざす。

環境指標	単位	現況 (H26年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方	
【地球環境分野】 地域から取り組む地球環境の保全						
13	温室効果ガス排出量	千 t-CO ₂	11,027 (H24)	9,682	地球温暖化対策の成果を表す基本的な指標であるため。	国の削減目標に即して、H24年度統計データ(暫定値)等により算定した。
14	エネルギー消費量	千 k l	2,599 (H24)	2,479	温室効果ガス排出量の削減に向け省エネ行動の拡大を図っていく必要があるため。	国の長期エネルギー需給見通しで示された内容に即して、H24年度統計データ(暫定値)等により算定した。
15	かがわ省エネ節電所の登録者数(累計)	世帯 事業所	1,388 世帯 333 事業所	4,500 世帯 1,300 事業所	できるだけ多くの県民及び事業所に省エネ行動を行っていただくことが重要であるため。	毎年度 500 世帯、150 事業所の新規登録をめざす。
16	事業所向け省エネルギー講座の受講者数	人	173	200	省エネに有効な手法や最新機器について事業者へ情報提供することが重要であるため。	H26年度実績から15%の増加をめざす。
17	緑のカーテンコンテスト参加申込件数	件	252	500	緑のカーテンの設置は県民・事業者の具体的な省エネ行動の1つであるため。	H26年度実績の倍増をめざす。
18	住宅用太陽光発電設備設置件数(累計)	件	20,100	30,000	日照時間が長いという本県の特性を踏まえ太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	毎年度 H26 年度設置件数(1,693 件)の維持をめざす。
19	県有施設への太陽光発電設備導入量(累計)	kW	992.5	1,142	県が率先し導入することにより、太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	毎年度 1 施設(20kW)以上の導入をめざす。
20	主な公共交通機関利用者数	千人	34,629	34,705	運輸部門の温室効果ガス削減に向け、公共交通機関の利用促進を図る必要があるため。	人口が減少している中、利便性及び結節性の向上を図ることにより、現状からの利用者増をめざす。
21	森林整備面積(H28～32年度の累計)	ha	843 (H26単年度)	5,000	間伐や植林等の森林整備を推進する必要があるため。	現状の整備水準を確保する。
22	県産木材の搬出量	m ³	4,461	5,000	県産木材が利用されることにより、持続的な森林の整備・保全につながるため。	県産木材の利用促進を図ることなどにより1割以上の増加をめざす。
【資源循環分野】 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成						
23	一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	万 t	33.0 (H25)	29.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、2Rの一層の推進が必要であるため。	県民、事業者への啓発等により、将来推計値(H32:29.5万t)からさらに0.5万t削減することをめざす。

	環境指標	単位	現況 (H26年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方
24	一般廃棄物(し尿を除く)の一人一日当たりの排出量	g	895 (H25)	815	持続可能な循環型社会の構築に向け、2Rの一層の推進が必要であるため。	県民、事業者への啓発等により、将来推計値(H32:834g)からさらに19g削減することをめざす。
25	一般廃棄物のリサイクル率	%	20.1 (H25)	24.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、リサイクルの一層の推進が必要であるため。	焼却ごみの資源化を促進し、リサイクル率の3.9ポイント向上をめざす。
26	一般廃棄物の最終処分量	万t	3.6 (H25)	3.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、3Rの一層の推進が必要であるため。	上記のとおり総排出量が減少し、資源化量が増えることをめざす。
27	産業廃棄物の総排出量	万t	243.6 (H25)	242.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、2Rの一層の推進が必要であるため。	景気動向により微増傾向にあることから、前計画策定前のH22年度実績値まで減少させることをめざす。
28	産業廃棄物のリサイクル率	%	70.1 (H25)	71.5	持続可能な循環型社会の構築に向け、リサイクルの一層の推進が必要であるため。	毎年0.2ポイント(直近の伸び率)ずつ向上することをめざす。
29	産業廃棄物の最終処分量	万t	18.1 (H25)	17.2	持続可能な循環型社会の構築に向け、3Rの一層の推進が必要であるため。	上記のとおり総排出量が減少し、リサイクル率が向上することをめざす。
30	廃棄物不適正処理苦情件数	件	160	減少	廃棄物適正処理の一層の推進を図る必要があるため。	減少をめざす。
31	水道の一人一日当たり平均給水量	ℓ/人・日	372 (H25)	367	雑用水利用の促進や節水意識の啓発活動等を通じて水の有効利用を推進する必要があるため。	節水意識の普及・啓発により、5年間で5ℓの削減をめざす。
32	水道の一人一日当たり生活用平均給水量	ℓ/人・日	231 (H25)	226	雑用水利用の促進や節水意識の啓発活動等を通じて水の有効利用を推進する必要があるため。	節水意識の普及・啓発により、5年間で5ℓの削減をめざす。
【自然環境分野】自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進						
33	生物多様性に関する県民の認知度(県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	%	20	40	生物多様性の保全を図るためには、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	H26年度県政モニターアンケート結果の倍増をめざす。

環境指標		単位	現況 (H26年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方
34	ニホンジカの生息頭数	頭	4,000 (H25)	1,800	ニホンジカの生息頭数の減少と生息範囲の縮小を図る必要があるため。	小豆島1,500頭、小豆島以外300頭をめざす。
35	特に加害レベルの高いニホンザルの群れ	群	10 (H25)	0 (H29)	特に加害性の高いニホンザルの群れの対策を緊急に進める必要があるため。	H29年度までに解消をめざす。
36	狩猟免許所持者数	人	1,892	2,500	将来に亘って有害鳥獣対策を推進するためには、若手狩猟者を確保しながら免許所持者数の増加を図る必要があるため。	毎年度100人の増加をめざす。
37	新規就農者数 (H28～32年度の累計)	人	591 (H22～26)	700	新規就農者を確保し、農地の保全を図る必要があるため。	過去5年間の平均(118人/年)を上回る年間140人の新規就農者を確保し、累計700人をめざす。
38	エコファーマーの新規認定者数 (H28～32年度の累計)	人	33	50	環境保全型農業の促進を図る必要があるため。	過去5年間の実績等を勘案し、年間10人の新規認定をめざす。
39	集落営農組織数 (累計)	組織	225	350	集落営農を促進し、農地の保全を図る必要があるため。	過去5年間の実績(14.6/年)を上回る20組織/年の増加をめざす。
40	ほ場整備面積 (累計)	ha	7,570	7,685	効率的で生産性の高い農業経営の確立を支援する必要があるため。	優良農地の確保と農地の集積・有効利用を図るため、年間20haの実施をめざす。
41	老朽ため池の全面改修整備箇所数(累計)	か所	3,422	3,536	本県農業用水の主要な水源であるため池の防災対策を引き続き推進する必要があるため。	年間20ヶ所の改修を行う。
42	協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積	ha	13,784	16,340	農業生産活動の場を確保するとともに、農業者、自治会等多様な主体が参画し協働活動による農地・農業用施設の保全管理が重要であるため。	県内の稲作作付面積水田(14,500ha)とその区域内に存在する畑(1,840ha)の合計面積を目標とする。
43	耕作放棄地解消面積 (H28～32年度の累計)	ha	2,175 (H26現在の耕作放棄地面積)	500	農地は農業生産の基盤となる貴重な資源であり農地として利用される必要があるため。	過去5年間の耕作放棄地の解消及び新規発生の実績を勘案し、5年間で500haの削減をめざす。
44	野生鳥獣被害が発生している集落数	集落	372	200	地域や市町が行う取組みを支援し、鳥獣による被害の軽減を図る必要があるため。	被害集落数を現状から5年間で半減させるため、毎年10%減少をめざす。

環境指標		単位	現況 (H26年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	
【生活環境分野】安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全						
大気に係る環境基準達成率						
45	・二酸化硫黄	%	100(H25)	100	大気汚染物質による汚染状況を把握し、工場・事業場に対する規制・指導を徹底するため。	達成率100%をめざす。
46	・二酸化窒素	%	100(H25)	100		
47	・一酸化炭素	%	100(H25)	100		
48	・浮遊粒子状物質	%	100(H25)	100		
49	・ベンゼン	%	100(H25)	100		
50	・トリクロロエチレン	%	100(H25)	100		
51	・テトラクロロエチレン	%	100(H25)	100		
52	・ジクロロメタン	%	100(H25)	100		
大気に係る環境基準平均超過時間						
53	・光化学オキシダント	時間	285(H25)	改善を図る。	工場・事業場に対する規制・指導を徹底し、光化学オキシダントによる汚染を減らすため。	現状からの改善をめざす。
54	光化学オキシダント注意報・警報の発令回数	回/年	0	0	工場・事業場に対する規制・指導を徹底し、光化学オキシダントによる汚染を減らすため。	発令なしをめざす。
55	微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起回数	回	0	0	微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染の状況を把握する必要があるため。	注意喚起なしをめざす。
公共用水域に係る環境基準達成率						
56	・健康項目	%	100(H25)	100	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	達成率100%をめざす。
57	・生活環境項目(河川BOD)	%	63(H25)	100		
58	・生活環境項目(海域COD)	%	43(H25)	100		
水質汚濁物質の発生負荷量						
59	・COD	t/日	25(H25)	第8次水質総量削減計画における目標値	汚濁物質の発生負荷量を把握し、水質保全に努める必要があるため。	国、関係府県と調整のうえ、H28年度にH31年度を目標とする水質総量削減計画を策定予定のため。
60	・窒素	t/日	29(H25)			
61	・りん	t/日	1.6(H25)			
62	汚水処理人口普及率	%	73.4	80	水環境の保全を図るための各種生活排水処理施設の整備状況全体を表す指標であるため。	全県域生活排水処理構想のH32年度末の普及率を目標値とする。

環境指標		単位	現況 (H26年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方
63	下水道の普及率	%	43.8	47.1	水環境の保全を図るための公共下水道の整備状況を表す指標であるため。	全県域生活排水処理構想のH32年度末の普及率を目標値とする。
64	農業集落排水施設の普及率	%	1.7	2.1	水環境の保全を図るための農業集落排水施設の整備状況を表す指標であるため。	全県域生活排水処理構想のH32年度末の普及率を目標値とする。
65	合併処理浄化槽の普及率	%	27.7	30.6	水環境の保全を図るための合併処理浄化槽の整備状況を表す指標であるため。	全県域生活排水処理構想のH32年度末の普及率を目標値とする。
66	土壌(農地)の環境基準達成率	%	100	100	農用地での重金属含有量の定期的な監視を継続し、汚染防止に努める必要があるため。	達成率100%をめざす。
騒音に係る環境基準達成率						
67	・一般地域	%	100 (H25)	100	基準達成状況を把握し、必要に応じ、関係機関への要請を行うため。	達成率100%をめざす。
68	・道路に面する地域	%	98.7 (H25)	100		
69	・航空機騒音	%	100 (H25)	100		
70	振動苦情件数	件	3	減少	振動の状況を把握し、必要に応じ市町に技術的助言を行うため。	苦情件数の減少をめざす。
71	悪臭苦情件数	件	55	減少	悪臭の状況を把握し、必要に応じ市町に技術的助言を行うため。	苦情件数の減少をめざす。
ダイオキシン類の環境基準達成率						
72	・大気汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100	基準達成状況を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	達成率100%をめざす。
73	・水質汚濁に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100		
74	・水底の底質汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100		
75	・土壌汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100		
76	県民がふれあうことのできるみどりの面積	ha	1,848 (H25)	1,920	都市公園や森林公園、フォレストマッチングなど県民がふれあうことのできる緑を増やす必要があるため。	都市公園や森林公園、フォレストマッチングなどの面積を集計して、現状から4%程度の増加をめざす。

環境指標		単位	現況 (H26年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方
77	リフレッシュ「香の川」 パートナーシップ協定 締結団体数	団体	89	99	自発的な美化活動が実施されており、今後も参加を呼びかけていく必要があるため。	毎年2団体の増をめざす。
78	香川さわやかロード 参加団体数	団体	140	140	快適な環境づくりが広く実践されており、今後も参加を呼びかけていく必要があるため。	現状維持をめざす。
79	国県指定の文化財数 (平成28～32年度累計)	件	8 (H22～26)	10	歴史的な価値を有するものを文化財として指定・登録し保存と活用を図る必要があるため。	毎年2件の指定をめざす。
80	四国八十八箇所霊場と 遍路道の世界遺産登録 に向けての札所寺院及 び遍路道の保護措置数 (累計)	か所	6	10	世界遺産への登録には、構成資産の文化財保護法による保護措置が図られていることが必要であるため。	10カ所の保護措置をめざす。

2 用語解説

【あ行】

アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、石綿(せきめん、いしわた)とも呼ばれている。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、アスベストは、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

池干し

ため池の維持管理のため、冬季に農業用ため池の水を落とすこと。このとき水草の除草や栄養分の多い底泥を除去するため、池の富栄養化や生態系の遷移が抑えられる。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどがその工夫例。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組みを進めることができるよう、環境経営の仕組み、環境への取組み、環境報告を一つに統合した環境省が定める環境配慮の手法。

エコタウン事業

先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9年度に国で創設された事業。本県では、直島町において、廃棄物の新たなリサイクルシステムを構築する環境産業の育成と住民主体の環境調和型まちづくりを展開し、循環型社会のモデル地域を形成するエコタウンプラン(エコアイランドなおしまプラン)

が平成14年3月に国(経済産業省・環境省)の承認を受け、このプランに基づき、ハード事業(循環資源回収事業)とソフト事業(環境調和型まちづくり)に取り組んでいる。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式(環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るため、堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式)を導入する計画を作成し、知事の認定を受けた農業者のこと。

ESCO事業

Energy Service Companyの略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。ESCO事業は、省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

NPO法人みんなでつくる自然史博物館・香川

平成20年6月、自然関係の研究者や各分野の専門家、自然保護活動団体、環境保全に関心のある県民、企業等によって構成された団体。平成27年4月からは、特定非営利法人として本県の自然保護に関するセンター的な役割を担うことを目的に活動を行っている。

エネルギー転換部門

輸入ないし生産されたエネルギー源をより使いやすい形態に転換する工程であり、発電、石油精製、コークス類製造、都市ガスの自家消費などに分類される。

屋上緑化、壁面緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上、建物の外壁に植物を植えて緑化すること。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類を定めている。

【か行】

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種をいい、このうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものについては、国が「特定外来生物」に指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止される。

外来生物被害予防三原則

侵略的な外来生物（海外起源の外来種）による被害を予防するため、①悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に「入れない」、②飼っている外来生物を野外に「捨てない」、③野外にすでにいる外来生物は他地域に「拡げない」ことを原則とする考え。

拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

環境影響評価制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適切な環境配慮を行い、開発事業をより環境負荷の小さいものに行おうとする制度。法律と条例に定められた一定規模以上の道路や空港、住宅地の造成などについて環境影響評価の実施が義務付けられている。

環境学習応援団

香川県内で環境学習を行う民間団体、企業、

行政等の総称。各主体の取り組みや活動状況を冊子等にまとめ、県民に紹介し、県民が環境学習に取り組みやすい雰囲気づくりを進める。

環境基準

環境基本法に基づき定められている大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

環境キャラバン隊事業

小・中学校や地域等で環境学習を行う訪問教室。教室での授業のほか、校区の河川での水生生物調査、校庭の樹木観察など体験型の学習も実施している。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標をみずから設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。

間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る作業。

揮発性有機化合物（VOC）

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称で、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほか、ガソリンなどの成分になっているものもある。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表。

健康項目

全公共用水域や地下水について一律に定められている、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。

建築物エネルギー需要管理システム（BEMS）

Building Energy Management Systemの略称。業務用ビル等において、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器または設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質とされる。粘膜を刺激し、目やのどに影響を与え、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。日差しの強い夏期に高濃度になりやすい。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

国連気候変動枠組条約

(気候変動に関する国際連合枠組条約)

地球温暖化対策に関する取組みを国際的に協調して行っていくため1992年(平成4年)5月に採択され、1994年(平成6年)3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里海(さとうみ)

人が自然と適切に関わることで、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、多くの恵みをもたらす豊かな海のこと。香川県では、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」を目指して、全国初となる「全県域」を対象に、県民みんなで山・川・里(まち)・海を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりに取り組んでいる。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念である。

里山オーナー制度

居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて、地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林(里山林)について、一定の利用料を支払いオーナーになる制度。楽しみながら森林づくりを体験できるもので、伐採した木を利用して原木きのこ(シイタケ・ナメコ類)の栽培ができたり、自然の材料を使ったクラフトづくりが楽しめる。

さぬきっ子環境スタディ

香川県の特性やデータを活用して、地球温暖化やエネルギーをテーマに開発した県独自の環境学習教材。写真やイラストを多用したパネル式教材で、様々な教科で1枚からでも使用できる内容となっている。今後も学校をはじめ様々な場での活用を促進するため、新たなテーマを追加し、教材を充実させる。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えながら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

シー・オー・ディー C O D

Chemical Oxygen Demand の略称で化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

指定希少野生生物

香川県希少野生生物の保護に関する条例により、県内の希少野生生物(絶滅のおそれがある野生生物)のうち、特に保護を必要とする種を指定している(現在、16種類を指定)。これらの種については、生きた個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷が原則禁止となり、条例に違反する行為を行った場合や違法に捕獲等した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が適用される。

新交通管理システム(UTMS)

光ビーコン(光学式車両感知器)の車両感知機能および双方向通信機能を利用して、交通情報の提供や交通の流れの管理等を行い、安全・快適にして環境にやさしい交通社会を実現するシステム。

親水護岸

海岸、河岸等において、護岸としての機能を持ちつつ、水にふれあうことが容易にできるようにしている護岸。たとえば、階段護岸や緩傾斜護岸等がある。

侵略的外来種

「外来種」のうち、我が国の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼすおそれがあるもの。

生活環境項目

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全するなどの上で維持されることが望ましい基準。

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

全国育樹祭

継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発するため、昭和52年から、皇族殿下を迎え、国土緑化推進機構と開催県の共催で毎年秋季に開催される行事。

【た行】

ダイオキシン類

燃焼や化学反応などの過程で非意図的に生成する物質である。環境中に広く存在しているが、量は非常に少ない。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルを含めてダイオキシン類と定義している。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観を保全・創出するための川づくり。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の温度が追加的に上昇する現象。

中間処理施設

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃

ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理する施設。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

デマンド監視装置

24時間、30分単位の電気使用量を監視し、予め設定した電力量を超過予想時に警報発報する。使用電力の低減等、省エネの取組みに活用する。

統一省エネラベル

省エネ法により定められた省エネ基準（年間消費電力量、エネルギー消費効率等）に基づくラベル。機器の省エネ性能の市場における位置づけを5段階で表示する多段階評価や年間の日安電気料金等を示している。

特定外来生物

「外来生物」参照。

どんぐり銀行

どんぐりを集めて苗木として払い戻すといった緑化活動のほか、県民参加による森づくり活動や、自然観察等を通じた森林体験により、県民に積極的に森づくりに携わってもらおうという活動。

【な行】

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標として経営規模の拡大や生産方法・経営管理の合理化等を記載した農業経営改善計画を作成し、これを市町から認定を受けた農業者。経営改善の取組みに関する優遇措置が講じられている。

農地中間管理事業

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の利用の効率化・高度化の促進を図ることを目的とする法人として、知事の指定により都道府県に一つ設置される農地中間管理機構が、離農したり、規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手の農家に再配分（貸付け）する事業。

【は行】

パークアンドライド

都市における交通渋滞や駐車場不足を緩和するため、都市周辺部の鉄道駅などに駐車場を設置して、そこから公共交通機関（主に鉄道）により都心部に乗り入れる方法。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

廃棄物

占有者がみずから利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、ごみ、汚泥、廃油、し尿等の固形状または液状のものをいう。また、廃棄物は事業活動に伴って生じた産業廃棄物と家庭から出るごみ、し尿などの一般廃棄物に分けられる。

排出事業者責任

廃棄物等を排出する事業者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は、汚染者負担の原則にある。

ピー・アール・ティー・アール P R T R 制度

Pollutant Release and Transfer Register の略称で、化学物質排出移動量届出制度をいう。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者がみずから把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。

ピー・オー・ディー B O D

Biochemical Oxygen Demand の略称で生物化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

干潟

海岸部に発達する砂や泥により形成された低湿地であり、潮の満ち引きにより、陸地と海面下になることを繰り返す地形。砂浜と比べ、波浪の影響が少なく、勾配が緩やかで、土砂粒径が小さく、生物相が多様な平坦地形である。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鋳物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

フォレストマッチング

森づくりに関心のある企業・団体と県、地元市町等が協働の森づくり協定を締結し、企業等の社員等の参加と経費負担により、森林整備を進める取組み。

フロン排出抑制法

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の製造から製品への使用、回収、再生・破壊に至るまで、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な排出抑制措置について定めた法律。平成25年6月、旧フロン回収・破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）を改正し、平成27年4月から施行された。

この法律では、クロロフィルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）が対象となっている。

閉鎖性海域

入口の狭い湾、内海など、海水交換が悪く水の滞留が著しい海域のこと。栄養塩の流入などが多い場合には富栄養化が促進されやすい。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

Polychlorinated biphenyl の略称。熱で分解しにくく電気絶縁性に優れていたため、熱交換器の熱媒体やトランス・コンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されていた。昭和43年に健康被害（カネミ油症事件）が発生したこ

とでその有害性が判明し、昭和47年以降、製造や使用が禁止された。

PCBが含まれる廃棄物は、国が定める期限までの適正処理が求められている。

ナー)が自発的に、県が管理する河川の一定区間で、清掃などの美化・愛護活動等を実施し、県と市町はその活動に対して支援を行っている。

【ま行】

みどりの生涯学習制度

森林・林業・木材に関する環境教育に拡充により、「みどりを守る・育てる」人材を育成するもの。

木質バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののうち、樹木に由来するもの。

藻場

内湾や浅瀬に海藻等が濃密に茂っている場所。魚介類の産卵場所や幼稚魚の生息場所として重要であり、水質浄化などの効果もある。

【や行】

U I Jターン

Uターン、Iターン、Jターンをまとめた用語。Uターンとは、地方で生まれ育った人が就職や進学のため他地域へ出た後、出身地へ戻ること。Iターンとは、出身地以外の地域に移り住むこと。Jターンとは、地方で生まれ育った人が就職や進学のため他地域へ出た後、出身地とは別の地域へ移り住むこと。

有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間にわたってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

優良処理業者認定制度

産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力と実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が優良業者に認定し、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とするなどの特例を付与する制度。

【ら行】

リフレッシュ「香の川」パートナーシップ

県民と行政が協働して、河川の環境美化、保全等を図る活動。地域住民などの団体（パート

3 香川県環境基本条例（H7.4.1 施行）

平成7年3月22日
香川県条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第8条—第10条）

第2節 環境の保全のための施策等（第11条—第20条）

第3節 地球環境の保全の推進等（第21条）

第3章 環境の保全に関する施策の推進（第22条・第23条）

附則

私たちのふるさと香川は、「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と万葉集にも詠まれたように、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海をはじめ、緑の山々が連なる讃岐山脈、ため池や鎮守の杜などが点在する讃岐平野など、豊かな環境に恵まれ、また温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候を有している。このような自然条件の下、特色ある産業や文化がはぐくまれ、私たちは、生活を営んできた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費などを伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球全体の環境までも影響を及ぼすに至っている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を守り、より質の高いものとして将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このため、私たちは、狭あいな県土において高度な土地利用が行われているという本県の特性を考慮しながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に向け、互いに協力し、不断の努力により、自主的かつ積極的に環境の保全に取り組む必要がある。

ここに、県下すべての人々の参加により、人と自然とが共生する田園都市にふさわしい潤いと安らぎに満ちた快適な環境を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又

は水底の底質が悪化することを含む。) 、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。) 及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。) に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止その他の環境への負荷の低減又は自然環境の適正な保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市町との連携)

第7条 県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、県民が自然と共生する豊かな環境を創造すること。
- (3) 身近な緑、水辺地等を保全し、及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境を保全するとともに、地域の特性を生かした美しい田園都市の形成を推進することにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

(香川県環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、本県の自然的社会的文化的な環境の特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(香川県環境白書)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、県民に環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、毎年度、香川県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置等)

第13条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為その他の人の健康の保護又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (3) 公害を防止するために必要な土地利用に関する合理的な利用の調整を図る措置

- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(技術的助言その他の必要な措置)

第 14 条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民に対し、技術的助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 15 条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び希少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第 16 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 県は、本県の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 17 条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 18 条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化に関する活動、生活排水の浄化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 県は、第 17 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第20条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

3 県は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に資するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進等の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地球環境の保全の推進等

第21条 県は、県及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その推進を図るものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境の保全に関する施策の推進

(環境の保全に関する施策の調整等)

第22条 県は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な実施に当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市町及び民間団体等との協力体制の整備)

第23条 県は、市町及び民間団体等と共に、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

附 則

[省略]

4 平成 26 年度県政世論調査結果

1 調査の概要

(1) 目的

次期香川県環境基本計画策定に関する基礎調査の一環として、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に関する考え方及び環境配慮の取組状況などを把握することによって、本県の環境保全における課題や施策の方向を明らかにし、新たに計画に反映させるため、県民を対象としたアンケート調査を実施したものです。

(2) 調査方法

- ① 調査地域 香川県全域
- ② 調査対象 層化二段無作為抽出 3,000人（満20歳以上）
- ③ 調査期間 平成26年6月10日～7月1日

(3) 調査項目

- ① 環境に関する満足度・重要度
- ② 環境に配慮した日常生活の行動
- ③ 行政に期待する取組み
 - ア 地球温暖化防止のための取組み
 - イ 森林整備と都市緑化のための取組み
 - ウ ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組み
 - エ 生物多様性の保全の取組み
 - オ 瀬戸内海の環境の保全に関する取組み

(4) 回答結果

回答率 50.7%（回答者数：1,522人）

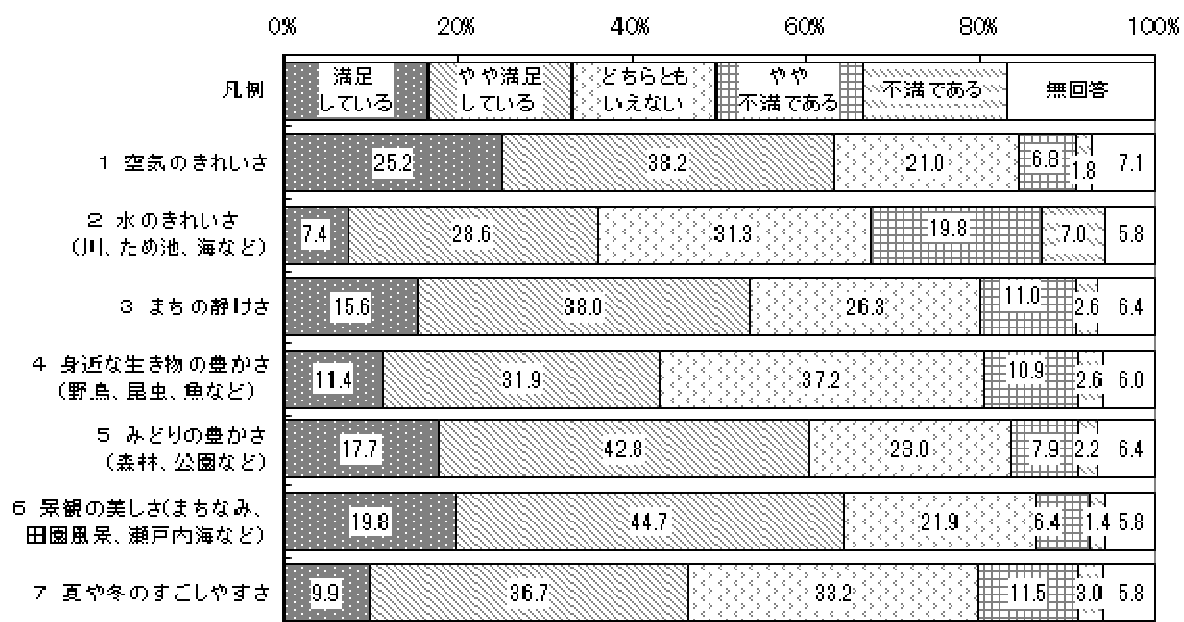
2 調査結果

(1) 環境に関する満足度・重要度

① 環境の満足度について

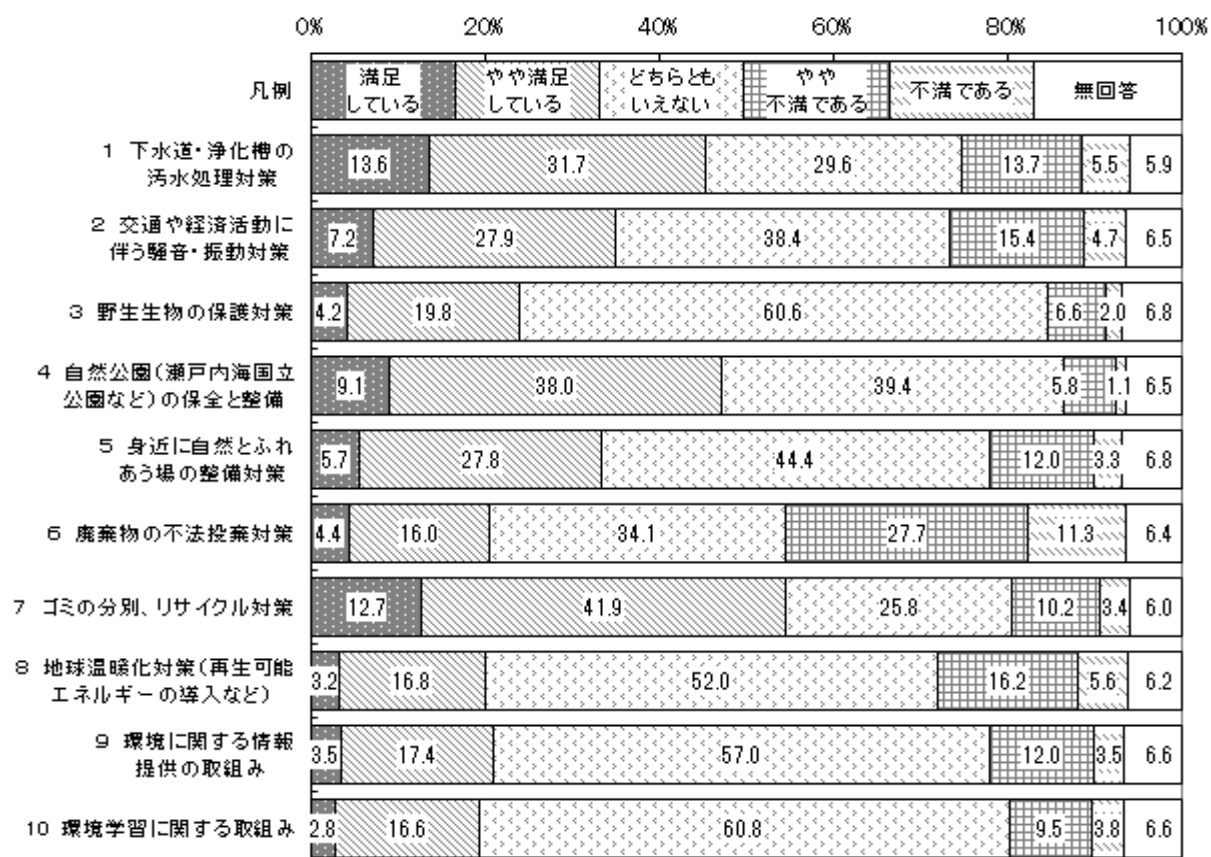
身のまわりの環境について現在の満足度をみると、どの項目でも「満足している」と「やや満足している」を合わせた【満足している】が「不満である」と「やや不満である」を合わせた【不満である】を上回っている。特に『空気のきれいさ』、『みどりの豊かさ（森林、公園など）』、『景観の美しさ（まちなみ、田園風景、瀬戸内海など）』では【満足している】が6割を超えている。

【図 1-1：環境への満足度】



行政の環境への取組みについて現在の満足度をみると、「満足している」と「やや満足している」を合わせた【満足している】の高いものは、『ゴミの分別、リサイクル対策』が54.6%、次いで『自然公園（瀬戸内海国立公園など）の保全と整備』が47.1%、『下水道・浄化槽の汚水処理対策』が45.3%の順になっている。一方、満足度が低いものは、『環境学習に関する取組み』が19.4%、次いで『地球温暖化対策（再生可能エネルギーの導入など）』が20.0%、『廃棄物の不法投棄対策』が20.4%の順となっている。

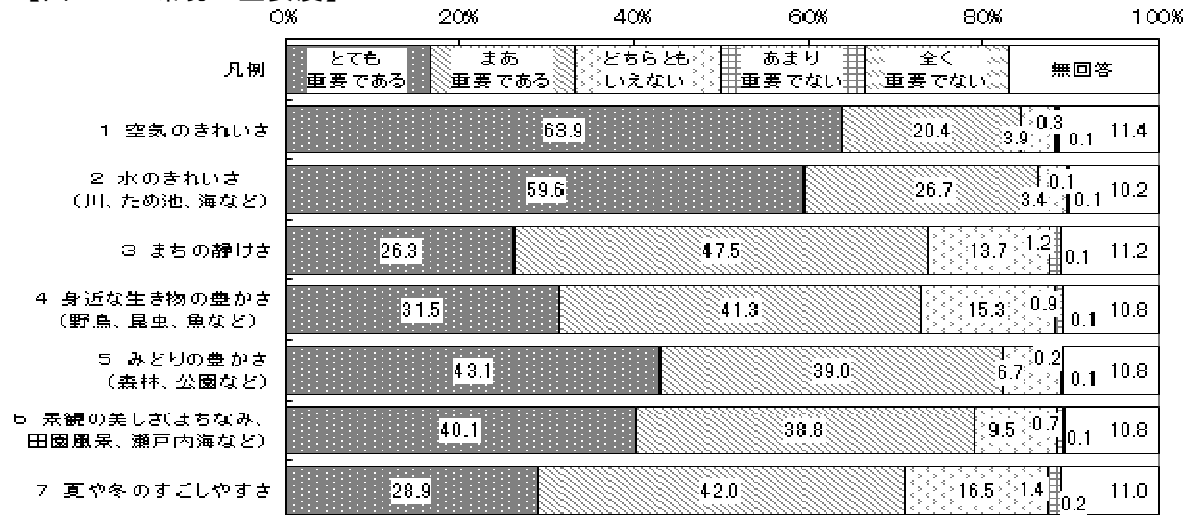
【図 1-2：行政の取組みに対する満足度】



②環境の重要度について

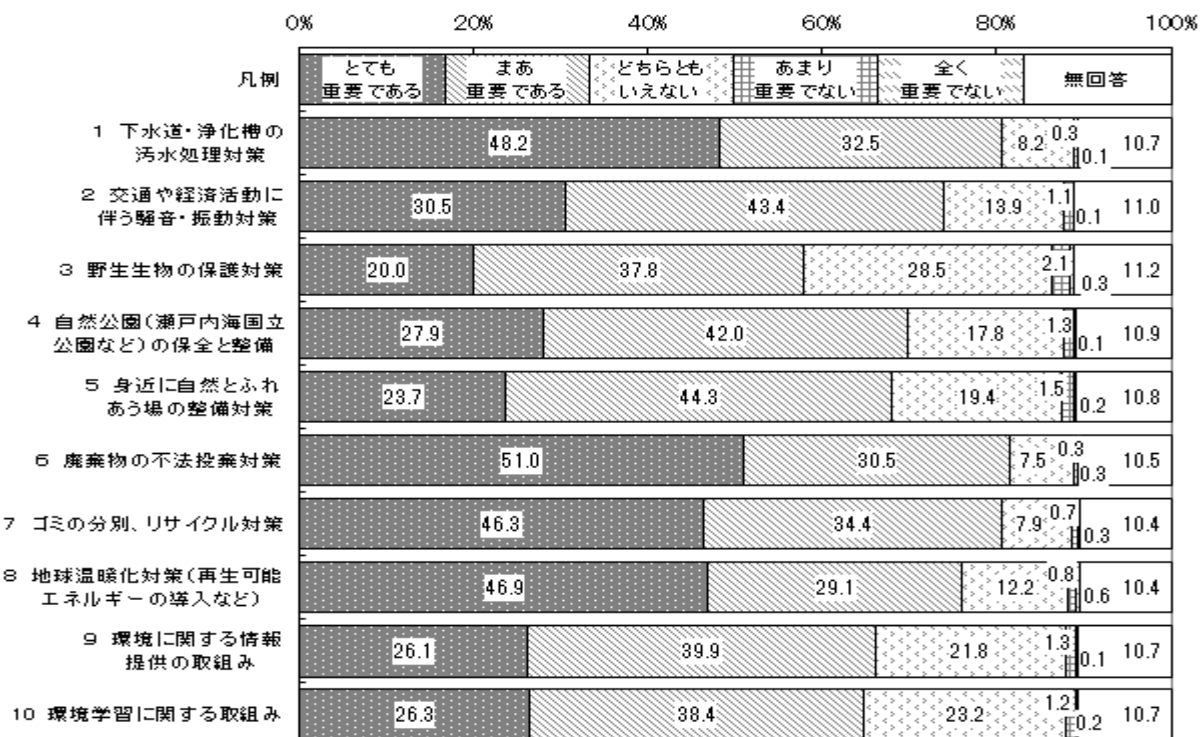
身のまわりの環境について将来の重要度をみると、どの項目でも「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】が7割を超えている。特に『水のきれいさ（川、ため池、海など）』、『空気のきれいさ』、『みどりの豊かさ（森林、公園など）』では【重要である】が8割を超えている。「全く重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた【重要でない】は、どの項目も2%未満である。

【図 2-1：環境の重要度】



行政の環境への取組みについて将来の重要度をみると、「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】が『野生生物の保護対策』を除く全ての項目で6割を超えている。特に、『廃棄物の不法投棄対策』、『下水道・浄化槽の汚水処理対策』、『ゴミの分別、リサイクル対策』では【重要である】が8割を超えている。「全く重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた【重要でない】は、どの項目も3%未満である。

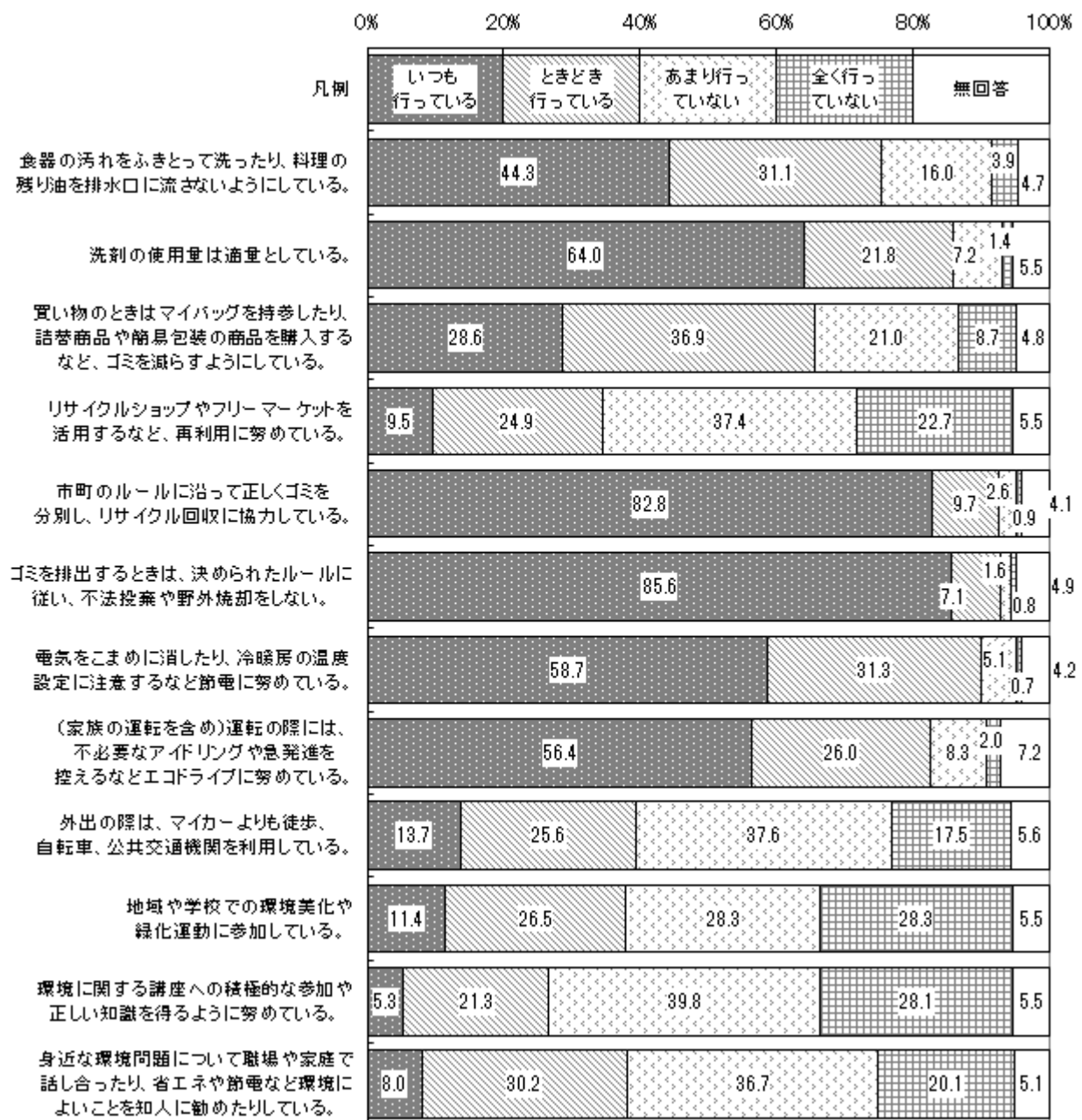
【図 2-2：行政の取組みに対する重要度】



(2) 環境に配慮した日常生活の行動

環境に配慮した県民の行動については、『市町のルールに沿って正しくゴミを分別し、リサイクル回収に協力している』、『ゴミを排出するときは、決められたルールに従い、不法投棄や野外焼却をしない』は、9割以上の人が行っており、生活習慣として定着が見られる。また、『洗剤の使用量は適量としている。』、『電気をこまめに消したり、冷暖房の温度設定に注意するなど節電に努めている。』など日常生活の中で自己に経済的負担を軽減させるものは、取組み率が高くなっているが、『環境に関する講座への積極的な参加や正しい知識を得るように努めている。』、『身近な環境問題について職場や家庭で話し合ったり、省エネや節電など環境によいことを知人に勧めたりしている。』など環境対策に有効であるが、時間的な負担が生じたり自己に負荷がかかる行動の取組み率が低いことが伺える。

【図3 環境に配慮した日常生活の行動】

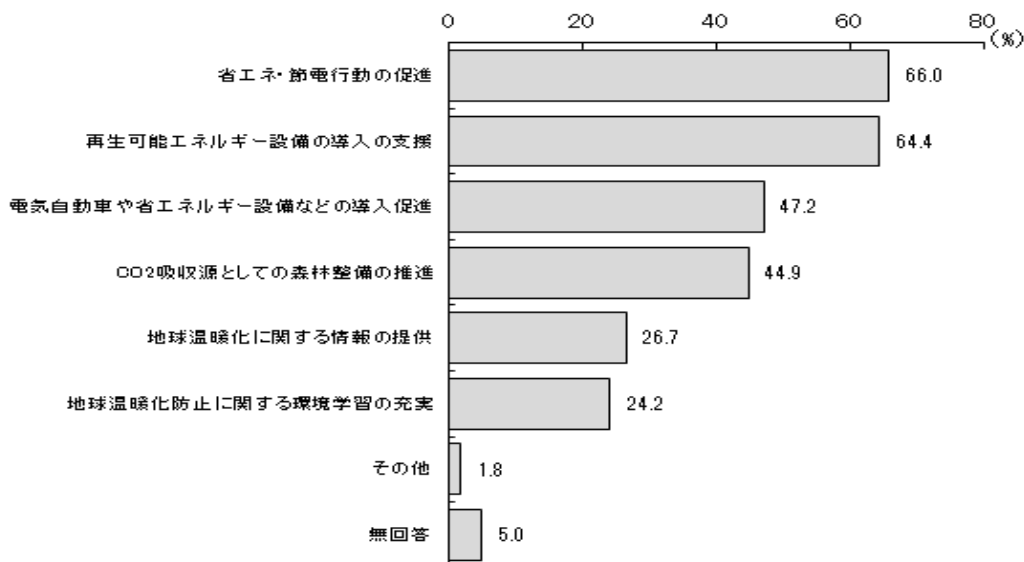


(3) 行政に期待する取組み（実施に賛成し、効果の高いと思われる取組みを3つ選択）

㊦ 地球温暖化防止のための取組みについて

地球温暖化防止のための取組みについては、「省エネ・節電行動の促進」が66.0%と6割を超え最も高く、次いで「再生可能エネルギー設備の導入の支援」が64.4%、「電気自動車や省エネルギー設備などの導入促進」が47.2%などとなっている。

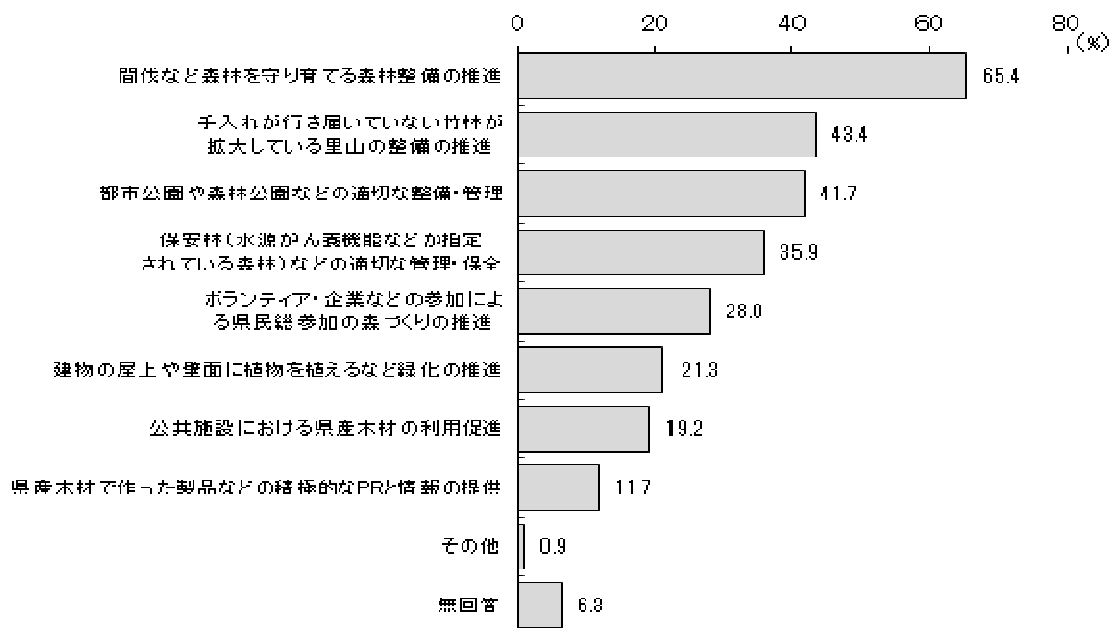
【図4-1 地球温暖化防止のための取組みについて】



㊧ 森林整備と都市緑化のための取組みについて

森林整備と都市緑化のための取組みについては、「間伐など森林を守り育てる森林整備の推進」が65.4%と6割を超え最も高く、次いで「手入れが行き届いていない竹林が拡大している里山の整備の推進」が43.4%、「都市公園や森林公園などの適切な整備・管理」が41.7%などとなっている。

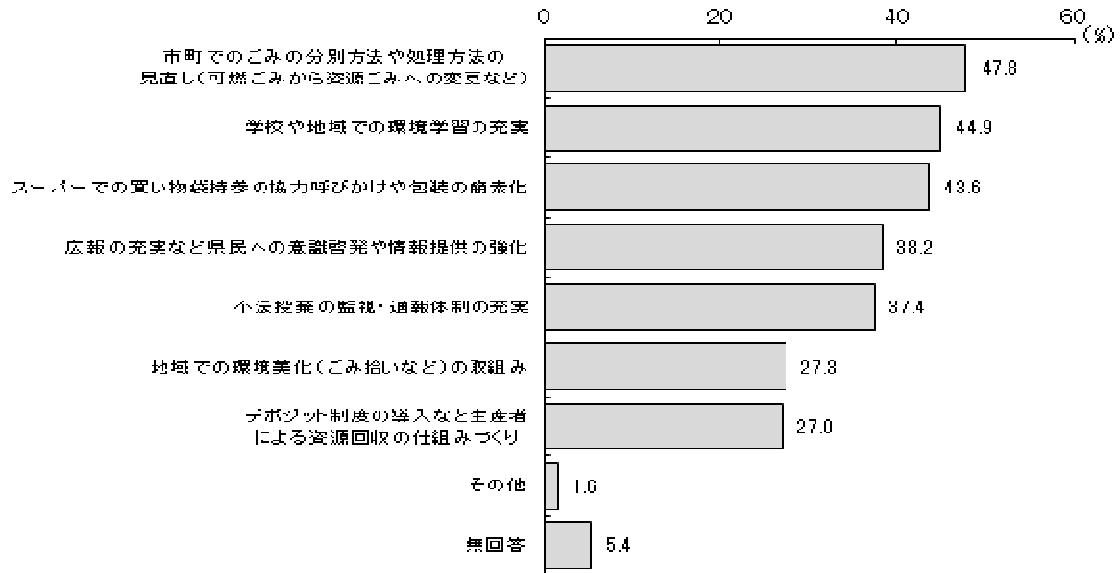
【図4-2 森林整備と都市緑化のための取組みについて】



㊦ ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについて

ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについては、「市町でのごみの分別方法や処理方法の見直し(可燃ごみから資源ごみへの変更など)」が47.8%と半数近くを占め最も高く、次いで「学校や地域での環境学習の充実」が44.9%、「スーパーでの買い物袋持参の協力呼びかけや包装の簡素化」が43.6%などとなっている。

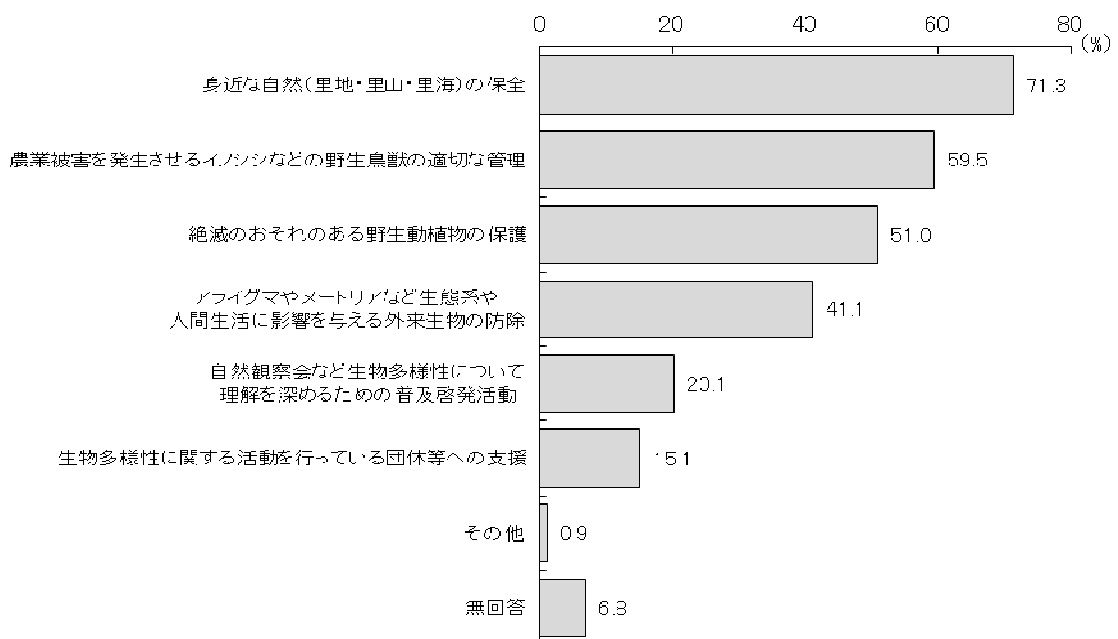
【図 4-3 ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについて】



㊧ 生物多様性の保全の取組みについて

生物多様性の保全の取組みについては、「身近な自然(里地・里山・里海)の保全」が71.3%と7割を超え最も高く、次いで「農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理」が59.5%、「絶滅のおそれのある野生動植物の保護」が51.0%などとなっている。

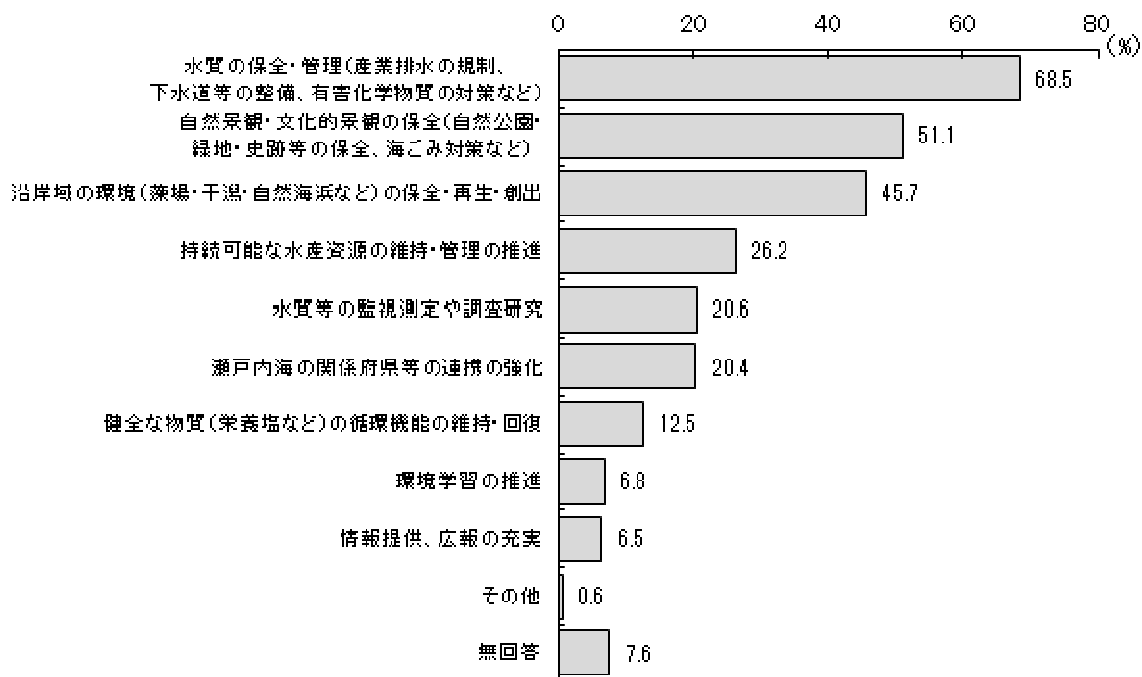
【図 4-4 生物多様性の保全の取組みについて】



㊦ 瀬戸内海の環境の保全に関する取組みについて

瀬戸内海の環境の保全に関する取組みについては、「水質の保全・管理（産業排水の規制、下水道等の整備、有害化学物質の対策など）」が68.5%と7割近くを占め最も高く、次いで「自然景観・文化的景観の保全（自然公園・緑地・史跡等の保全、海ごみ対策など）」が51.1%、「沿岸域の環境（藻場・干潟・自然海浜など）の保全・再生・創出」が45.7%などとなっている。

【図 4-5 瀬戸内海の環境の保全に関する取組みについて】



5 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 26 年 6 月 10 日 ～平成 26 年 7 月 1 日	県政世論調査（調査項目：環境施策について）
平成 26 年 9 月 2 日	第 34 回 香川県環境審議会 ・ 現行計画の概要説明
平成 26 年 12 月 11 日	知事から香川県環境審議会に諮問 ・ 「香川県環境基本計画の策定について」
平成 27 年 1 月 14 日	第 39 回 香川県環境審議会 計画部会 ・ 諮問案件について計画部会で審議することを決定 ・ 次期計画の策定方針と現行計画の評価について審議
平成 27 年 3 月 19 日	第 40 回 香川県環境審議会 計画部会 ・ 計画の基本目標・施策体系について審議
平成 27 年 6 月 2 日	第 41 回 香川県環境審議会 計画部会 ・ 計画の骨子（案）について審議
平成 27 年 6 月	平成 27 年 6 月定例県議会 ・ 計画の骨子（案）を報告
平成 27 年 8 月 27 日	第 42 回 香川県環境審議会 計画部会 ・ 計画（素案）について審議
平成 27 年 9 月	平成 27 年 9 月定例県議会 ・ 計画（素案）を報告
平成 27 年 9 月 8 日 ～平成 27 年 10 月 7 日	パブリック・コメント（意見公募）の実施 ・ 計画（素案）について意見募集
平成 27 年 11 月 2 日	第 43 回 香川県環境審議会 計画部会 ・ 計画（案）について審議
平成 27 年 11 月 4 日	第 35 回 香川県環境審議会 ・ 計画（案）について審議
平成 27 年 11 月 4 日	香川県環境審議会から知事に答申 ・ 「香川県環境基本計画の策定について」
平成 27 年 12 月	平成 27 年 11 月定例県議会 ・ 香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づき、香川県環境基本計画（案）を議案提出 ・ 平成 27 年 12 月 日議決

6 香川県環境審議会委員名簿

諮問日（平成 26 年 12 月 11 日）から答申日まで（平成 27 年 11 月 4 日）

氏名	職名
○ 綾 婦美子	香川県商工会議所女性会連合会副会長（～平成 27 年 6 月 8 日）
○ 吉田 英子	香川県商工会議所女性会連合会副会長（平成 27 年 6 月 9 日～）
○ 石川 恭子	高松リビング新聞社編集長
大山 茂樹	香川県市長会会長（さぬき市長）（～平成 27 年 4 月 30 日）
大西 秀人	〃（高松市長）（平成 27 年 5 月 1 日～）
○ 勝浦 敬子	NPO グリーンコンシューマー高松代表
会長代理 ○ 金子 之史	香川大学名誉教授
木村 薫	香川県森林組合連合会代表理事長
○ 久米川 啓	香川県医師会会長
○ 栗田 隆義	香川県町村会会長（まんのう町長）
坂田 宏志	兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授（～平成 27 年 3 月 31 日）
白井 章江	元 NPO どんぐりネットワーク事務局長
新見 治	香川大学教育学部教授
末永 慶寛	香川大学工学部教授
末廣 喜代一	香川大学名誉教授
須那 滋	香川県立保健医療大学教授
○ 妹尾 理子	香川大学教育学部准教授
○ 竹内 麗子	香川県各種女性団体協議会会長（～平成 27 年 6 月 8 日）
○ 中村 明美	香川県各種女性団体協議会会長（香川県看護協会会長）（平成 27 年 6 月 9 日～）
多田 正彦	香川県漁業協同組合連合会常務理事
辻岡 宗清	香川県猟友会代表理事
常川 真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス所長
寺林 優	香川大学工学部教授
○ 中須 純子	香川県公立小・中学校女性校長会会長（観音寺市立豊浜小学校校長）（～平成 27 年 5 月 26 日）
○ 岡 静子	香川県公立小・中学校女性校長会会長（高松市立屋島小学校校長）（平成 27 年 5 月 27 日～）
中山 幸子	香川県薬剤師会副会長
原 直行	香川大学経済学部教授
会長 ◎ 増田 拓朗	香川大学名誉教授
○ 松本 タミ	弁護士
三野 八重子	香川県 P T A 連絡協議会事務局長
○ 三原 典子	J A 香川県女性部部長
山本 和雄	香川県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長
矢本 賢	日本野鳥の会香川県支部長

◎は計画部会長、○は計画部会委員

計 29 名（50 音順）